

静 情 審 第 6 4 号
平成26年3月24日

静岡県知事 様

静岡県情報公開審査会
会 長 興 津 哲 雄

静岡県情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年10月16日付け静土用第29-2号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

特定工事に係る用地買収に関して実施したとされる測量に係る図面の非開示決定に対する異議申立て（諮問第184号）

別紙

1 審査会の結論

静岡県知事の決定は、妥当である。

2 異議申立てに至る経過

- (1) 平成 25 年 7 月 29 日、異議申立人は、静岡県情報公開条例（平成 12 年静岡県条例第 58 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、静岡県知事（以下「実施機関」という。）に対し、以下の内容に係る公文書（以下「本件対象文書」という。）の開示を請求し、同月 30 日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。

二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事に
関し実施した以下の土地の面積に係る測量図面

静岡市清水区〇〇、静岡市清水区〇〇

静岡市清水区〇〇、静岡市清水区〇〇

- (2) 平成 25 年 8 月 12 日、実施機関は、本件対象文書を作成又は取得していないため存在しないとして、条例第 11 条第 2 項の規定に基づき非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- (3) 平成 25 年 10 月 1 日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により実施機関に対し異議申立てを行い、同月 2 日、実施機関は、これを受け付けた。

3 異議申立人の主張要旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、開示を求めるというものであり、異議申立人が異議申立書、意見書等で主張している異議申立ての理由等は、おおむね次のとおりである。

- (1) ありますと答えてくれたのは公文書課。
- (2) 私一人行くと、はさんであるものが、あるのに見れない。弁護士と 2 人で行くと、はさんであるものが取れている。見れないまま帰る。かくしたものがあ

4 実施機関の主張要旨

実施機関が意見書で述べている主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 二級河川巴川（大内遊水地）下水道関連特定治水施設整備（総合治水）工事（以下「本件工事」という。）の対象地域は、各筆の地積を測量した上で、昭和 50 年 10 月に土地改良法による換地処分を行っていたため、登記簿面積がほぼ実測面積

と同一であった。その上、買収対象地のほとんどが全筆買収で分筆登記を必要としなかったため、本件工事に係る買収業務（以下「本件買収業務」という。）の担当課である静岡土木事務所用地課（以下「用地課」という。）は対象地域全体の実測測量を実施しておらず、異議申立人の求める測量図面は存在しない。

- (2) 異議申立書の理由には「ありますと答えてくれたのは公文書課」との記載がある。従来の異議申立人の相談内容から、情報公開制度の所管課である経営管理部法務文書課（以下「法務文書課」という。）で本件対象文書は存在するとの回答があったと解せるが、本件買収業務を所管していない法務文書課で、用地課に確認もせず本件対象文書の有無について回答することは考え難い。

5 審査会の判断

当審査会は、本件における開示請求に係る公文書について審査した結果、以下のように判断する。

- (1) 本件対象文書の性質及び内容等について

異議申立人によれば、本件対象文書は、本件工事に関し、静岡市清水区〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇の4筆（以下「本件対象地」という。）について、実施したとされる本件対象地の面積に係る測量の図面である。

実施機関は、条例第11条第2項の規定に基づき、文書不存在を理由とする本件処分を行ったところ、異議申立人は、本件処分を不服とし、本件処分の取消しを求めて異議申立てを提起したものであることから、以下、本件対象文書を不存在としたことの当否について検討する。

- (2) 用地測量を実施していないとの主張の当否について

本件対象地の買収に関し、原告〇〇、被告静岡県との間で争われた静岡地方裁判所平成〇年（ワ）第〇号土地交換代請求事件（以下「土地交換代請求事件」という。）の平成〇年〇月〇日判決において「1 上記の争いのない事実、証拠（甲4～7）及び弁論の全趣旨によると、以下の事実を認めることができる。（中略）(2)本件各土地は、昭和50年10月、土地改良法による換地処分を受けた。(3)被告は、昭和57年以降、巴川流域整備計画を策定し、平成10年以降、清水市（当時）〇〇地区の役員、関係者や事業による買収予定地（以下「買収予定地」という。）の地権者に対して順次事業計画等に係る説明会を実施した。被告は、買収予定地のうち、土地改良法による換地処分がされた土地（以下「換地処分地」という。）を全筆買収する場合には、公簿面積が実測により登記されたものであることを前提に、測量を行わずに公簿面積で、同法による換地処分がされていない土地及び分筆買収する場合には、測量を行って実測面積でそれぞれ取得することとし、平成12年9月30日以降、同法による換地処分がされていない土地及び分筆買収する土地について用地測量を行った。(4)被告は、平成12年12月19日、買収予定地

の地権者部会との間で、換地処分地を全筆買収する場合には公簿面積で、その他の場合には実測面積で現況地目による1平方メートル当たりの単価(田6万5000円、畑6万5700円、雑種地7万5600円、宅地13万円)をもって買収することを合意した。(中略)3 これを本件についてみるに、上記1認定事実によると、原告と被告は、換地処分地である本件各土地の公簿面積が実測によるものであることを前提に、本件各土地について公簿面積に1平方メートル当たり7万5600円前後を乗じて本件各土地の価格を定めたというのである。これらの事実によると、原告は、本件契約において、換地処分地である本件各土地の地積を表示し、これを基礎として代金額が定められたというべきであるから、本件契約のうち本件各土地の売買に関する部分は、数量指示売買に当たるといふべきである。そして、原被告間において、本件各土地の地積が本件公簿面積を超過する場合、被告において超過部分の代金を追加して支払う旨の合意がないことは当事者間に争いが無い。」と事実認定され、判決は確定している。このことから、本件対象地は換地処分された土地であり、公簿面積が実測によるものであることを前提に、公簿面積に1平方メートル当たりの単価を乗じた額で土地売買契約を行っているため、用地測量を実施していないとする実施機関の主張は合理的であると認められる。

(3) 書庫調査等について

本件対象文書を保有する契機となる本件対象地の用地測量を実施していないとする実施機関の主張は、(2)のとおり合理的であるが、異議申立人から、時期や場所は特定されていないものの、本件対象文書が存在するにもかかわらず見せてもらうことができなかつたという主張がなされているため、本件対象文書の存否を確認すべく、当審査会事務局職員をして、用地課等の書庫調査及び担当者への聴き取り調査を行わせた。

ア 書庫調査の結果

(ア) 実施機関による調査

用地課職員によれば、本件開示請求を契機として、本件工事を含む本件事業関係の文書が保管されている箇所を中心に、用地課の書庫をくまなく探索したが、本件対象文書の存在は確認できなかつたとのことであつた。

(イ) 審査会による調査

a 用地課書庫

土地交代請求事件の確定判決によれば「平成12年9月30日以降、同法による換地処分がされていない土地及び分筆買収する土地について用地測量を行った。」と事実認定されていることから、用地測量が実施されたとすれば平成12年度であると推測されるが、念のため、平成11年度から平成13年度までの期間で本件工事に関するファイルがある箇所を調査した。

本件対象地の売買契約書綴り、本件工事に伴う用地調査業務委託完了報告書等のファイルの中身を確認したが、本件対象文書の存在は確認できず、本件対象地の用地測量を実施したと記載された文書も見当たらなかった。

また、当該ファイルには図面が収納されていたが、公図の写しや設計平面図などで、買収に当たって行われた用地測量に関するものではなかった。

b 河川改良課書庫

調査範囲を広げ、本件工事の発注担当課である静岡土木事務所河川改良課についても同様に調査を行ったが、本件対象文書の存在は確認できなかった。

イ 聴き取り調査の結果

本件対象文書の廃棄の可能性について確認したところ、本件対象地以外の地域も含む全体事業である二級河川巴川流域総合治水対策事業が現在も施行中であるため、遊水地や放水路の整備などの事業全体が完了するまでは、本件工事に係る文書を廃棄することはないとのことであった。

(4) 本件対象文書の不存在について

上記(2)及び(3)を踏まえれば、本件対象文書は存在しないとする実施機関の主張に不自然、不合理な点は見当たらず、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められない。

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審 査 会
平成 25 年 10 月 21 日	実施機関から諮問書及び意見書を受け付けた。	
平成 25 年 11 月 6 日	異議申立人から意見書を受け付けた。	
平成 25 年 11 月 14 日	異議申立人から追加資料を受け付けた。	
平成 25 年 11 月 25 日	審議	第 266 回
平成 25 年 12 月 16 日	審議	第 267 回
平成 26 年 1 月 7 日	異議申立人から追加資料 2 を受け付けた。	
平成 26 年 1 月 27 日	審議	第 268 回
平成 26 年 2 月 24 日	審議	第 269 回
平成 26 年 3 月 24 日	審議（答申）	第 270 回

審議をした静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
興 津 哲 雄	弁護士	第 266 回～第 270 回
中 野 美 恵 子	静岡大学 副学長	第 266 回～第 270 回
望 月 律 子	静岡県看護協会 会長	第 266 回～第 270 回
森 俊 太	静岡文化芸術大学文化政策学部学科長	第 266 回～第 270 回
山 本 雅 昭	静岡大学 人文社会科学部 教授	第 266 回～第 270 回